

○茨城県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

平成5年3月11日

本部訓令第8号

〔沿革〕平成6年3月本部訓令第14号、10月第24号、7年3月第5号、第7号、11年3月第3号、第6号、12年3月第6号、13年3月第1号、26年2月第1号、27年4月第10号、8月第18号、30年12月第14号、令和元年8月第1号改正

茨城県警察特別機動警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

茨城県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

茨城県警察特別機動警ら隊の運営に関する訓令（平成元年茨城県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、茨城県警察自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 自動車警ら隊の活動に関しては、[地域警察運営規則](#)（平成4年国家公安委員会規則第20号。次条及び第9条第1項において「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（任務）

第3条 自動車警ら隊の任務は、規則第2条第1項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 原子力施設に対する警戒警備及び核燃料物質等の輸送警備
- (2) 警察本部長（第12条において「本部長」という。）が特に命じた事項

（活動区域）

第4条 自動車警ら隊の活動区域は、県内全域とする。

（勤務制）

第5条 自動車警ら隊に勤務する隊員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隊長、副隊長並びに庶務及び指導を担当する隊員は、通常勤務（茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令（昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。以下この条において「勤務時間訓令」という。）第2条第1項第1号に規定する通常勤務をいう。）とする。
 - (2) 前号以外の隊員は、交替制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第4号に規定する交替制勤務をいう。）又は日勤制勤務（勤務時間訓令第2条第1項第2号に規定する日勤制勤務をいう。）とする。
- 2 前項第2号の規定により勤務する隊員の週休日及び勤務時間の割り振り単位期間（勤務時間訓令第3条第1項に規定する割り振り単位期間をいう。）は、3週間とする。

（勤務時間割）

第6条 前条第1項第2号の規定により勤務する隊員の勤務時間割は、別に定める。

(運営)

第7条 隊長は、他の所属長（茨城県警察処務に関する訓令（昭和46年茨城県警察本部訓令第10号）第2条第2号に規定する所属長をいう。第12条において同じ。）と連絡を密にして、自動車警ら隊の適正な運営を図らなければならない。

(月間活動計画)

第8条 隊長は、自動車警ら隊の月間活動計画を定めなければならない。

(勤務方法)

第9条 自動車警ら隊の勤務方法は、規則第5条第1項第5号に掲げる機動警ら及び待機のほか、特別勤務及び在所とする。

2 特別勤務は、第3条各号に掲げる任務に当たるものとする。

(車長等)

第10条 茨城県地域警察運営に関する訓令（平成元年茨城県警察本部訓令第13号）第37条及び第38条の規定は、本隊の活動に準用する。この場合において、これらの規定中「署長」とあるのは、「隊長」と、「自動車警ら班」とあるのは、「自動車警ら隊」と読み替えるものとする。

(事案の引継ぎ)

第11条 隊長は、隊員が次の取扱いをしたときは、逮捕地又は当該事案を管轄する警察署長に引き継がなければならない。

- (1) 被疑者を逮捕したとき。
- (2) 犯罪を捜査して証拠を入手し、又は関係書類を作成したとき。
- (3) [警察官職務執行法](#)（昭和23年法律第136号）第3条第1項に規定する保護をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、引き継ぐことが適当と認めるとき。

(派遣要請)

第12条 所属長は、隊員の派遣を必要とするときは、派遣を要請する書面により、隊長を経由して本部長に要請しなければならない。ただし、急を要するときは書面によらないことができる。

2 前項の規定により派遣された隊員は、派遣を要請した所属長の指揮を受けなければならない。

(服務心得)

第13条 隊員は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項に配意しなければならない。

- (1) 県内の地勢、交通状況及び犯罪情勢の把握に努めること。
- (2) 関係法令の研究、原子力に関する知識の習得及び実務能力の向上を図り、的確な事案処理に努めること。
- (3) 地域部通信指令課、警察署通信室、出動中の無線自動車等の勤務員との緊密な連携に努めること。
- (4) 職務質問、犯人の逮捕、保護等に当たっては細心の注意を払い、受傷事故の防止に努めること。

(5) 自動車の運転に当たっては、安全運転を励行し、交通事故防止に努めること。

(勤務体制表)

第14条 自動車警ら隊に、その日ごとの勤務体制を明らかにする書面を備え、所要の事項を記載しておかなければならない。

(腕章)

第15条 隊長及び隊員は、制服、活動服又は制服用ワイシャツを着用するときは、別に定めるところにより腕章を着装する。ただし、業務上の支障のあるときは、この限りでない。

(細目)

第16条 この訓令に定めるもののほか、自動車警ら隊の運営に関し必要な事項は、隊長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日本部訓令第24号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月16日本部訓令第5号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第7号抄)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日本部訓令第3号)

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成11年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日本部訓令第6号)

この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日本部訓令第1号)

1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕

2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 (平成26年2月4日本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年2月4日から施行する。

附 則 （平成27年4月23日本部訓令第10号）
この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 （平成27年8月26日本部訓令第18号）
この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 （平成30年12月6日本部訓令第14号）
この訓令は、平成31年3月17日から施行する。

附 則 （令和元年8月6日本部訓令第1号）
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

<様式略>